

業務委託随意契約結果(特名随意契約)

大阪市立住吉市民病院

No.	案件名称	契約の種類	契約の相手方	契約金額(円) (税込)	契約日	WTO	根拠法令	随意契約理由 随意契約理由番号	備考
1	検査部門システム保守点検業務	機器保守	日本電気(株)	1,296,000	平成25年10月1日	-	地方公営企業法施行令第21条第14第1項2号	G3	
2	ドライビュープリンター保守点検業務	機器保守	ケアストリームヘルス(株)	1,197,720	平成26年4月1日	-	地方公営企業法施行令第21条第14第1項2号	G3	
3	X線テレビ撮影装置保守点検業務	機器保守	(株)日立メディコ	1,080,000	平成26年4月1日	-	地方公営企業法施行令第21条第14第1項2号	G3	
4	X線CT撮影装置保守点検業務	機器保守	東芝メディカルシステムズ(株)	7,905,600	平成26年4月1日	-	地方公営企業法施行令第21条第14第1項2号	G3	
5	全身麻酔装置並びに小児用人工呼吸器保守点検業務	機器保守	ドレーゲル・メディカルジャパン(株)	1,571,940	平成26年4月1日	-	地方公営企業法施行令第21条第14第1項2号	G3	

上記結果は、2名以上の者から見積書を徴する方式(いわゆる比較見積)によらない場合です。

特名理由書

1 事業名称

検査部門システム保守点検業務

2 契約業者

日本電気株式会社

3 特名理由

本システムにトラブルが発生することにより、検査業務に支障をきたすとともに医療行為にも大きな影響を及ぼすことになるため保守点検（緊急対応を含む）を実施するものである。

このシステムは日本電気株式会社が開発設置したものであり、端末機器についても日本電気株式会社製のものを使用しており、システムや端末又その連携に熟知したものしか保守点検や故障対応を遂行するのは不可能であり、特名での契約締結を実施する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

特 名 理 由 書

1 業務名称

ドライビュープリンタ保守点検業務

2 契約の相手方

名 称 ケアストリームヘルス株式会社
所在地 東京都江東区冬木11番17号

3 随意契約理由

ドライビュープリンタは、院内のMRI装置及びCT装置の画像ネットワーク内に保存されている画像をフィルムにプリントするための処理装置として設置されている。

この装置は複数の画像診断装置の画像を同時に大量処理する機能を持っているが、それぞれの画像診断装置と同機との間でコンピュータ上の通信ができるよう配置されており、故障等が発生するとたちまち診療に支障をきたすことになる。また、この機器は「特定保守管理機器」に指定されており、保守点検、修理その他管理に専門的な知識及び技能が必要とされている。

一方、ケアストリームヘルス株式会社は、同機の製造メーカーである米イーストマンコダック社から独立したケアストリーム社の日本法人であり、ケアストリーム社は2007年にイーストマンコダック社から機器等の買い取り製造も行なっており、国内でコダック社製、ケアストリーム社製の機器等の保守点検、障害発生時の速やかかつ適切な処置を行なえる業者はケアストリーム社の日本法人であるケアストリーム株式会社のみであり、特名随意契約を行なう。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

特名理由書

1 業務名称

X線テレビ撮影装置保守点検業務

2 契約の相手方

大阪市西区土佐堀 2-2-4

株式会社日立メディコ関西支店

3 随意契約理由

X線テレビ撮影装置は高機能の医療用機器で保守点検を行なううえで専門的な知識が必要で、製造メーカー以外の者が扱うことは殆ど不可能であり、装置の性能・機能を維持するために部品の交換は不可欠であり、これら部品についても特殊なものが多くメーカー指定品での交換でしか機能維持できないものが殆どである。また、実際の業務について製造メーカーでの研修や講習を受講しているものでなければ保守管理や緊急時の対応に関して責任を負うことは不可能である。これらのことから当機器の保守点検業務を確実にこなせるのは上記業者以外にないので特名随意契約での契約締結を行う。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

特名理由書

1 業務名称

X線CT撮影装置保守点検業務

2 契約の相手方

大阪市北区大淀中1丁目1番30号
東芝メディカルシステムズ株式会社関西支社

3 随意契約理由

上記装置は高機能の医療用機器で保守点検を行なううえで専門的な知識が必要で、製造メーカー以外の者が扱うことは殆ど不可能であり、装置の性能・機能を維持するために部品の交換は不可欠であり、これら部品についても特殊なものが多くメーカー指定品での交換でしか機能維持できないものが殆どである。また、実際の業務について製造メーカーでの研修や講習を受講しているものでなければ保守管理や緊急時の対応に関して責任を負うことは不可能である。これらのことから当機器の保守点検業務を確実にこなせるのは上記業者以外にないので特名随意契約での契約締結を行う。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

特名理由書

1 業務名称

全身麻酔器並びに小児用人工呼吸器保守点検業務

2 契約の相手方

東京都江東区富岡 2-4-10

ドレーゲル・メディカルジャパン株式会社

代表取締役 ホルガー・パトリク・クライン

3 随意契約理由

全身麻酔装置並びに小児用人工呼吸器は高機能、高性能の機器で保守点検業務を行なううえで専門的な知識が必要で、製造メーカー以外の人間が扱うことは殆ど不可能であるとともに、装置の性能・機能を維持するために部品の交換は不可欠であり、これら部品についてもメーカー指定品での交換でしか機能維持できないものが殆どである。また、実際の業務についても製造メーカーでの研修や講習を受講しているものでなければ保守管理や緊急時の対応に関して責任ある実施は不可能である。また、製造メーカーからも保守点検等について独占保守証明書も提出されている。以上のことを考慮しドレーゲル社製の医療機器の保守点検についてはドレーゲル・メディカルジャパン株式会社以外にないので特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号